

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

小学校・特別支援学校小学部入学に向けて

【通級指導教室】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

佐賀市では、来年度就学を迎えられるお子さんの保護者の方で、「学習面や人との関わり
の面で心配」「身体面で心配なことがある」
等、お子さんの就学について疑問や不安をお
持ちの方に向け、就学までの見通しを持ってい
ただけるようにと資料を作成しました。

この資料では、次の内容を説明しています。

1 「就学先の紹介・就学手続き」

- ① 特別支援学校
- ② 特別支援学級
- ③ 通級指導教室

2 「就学先を決定するための見学や相談の
場」

- ① 小学校を見学する場
(学校フリー参観デー)
- ② 小学校特別支援学級を見学する場
(特別支援学級見学会)
- ③ 特別支援学校を見学する場
(特別支援学校見学会)
- ④ 個別面談により、説明を聞く場
(就学に向けた個別面談)
- ⑤ 個別相談により、専門的立場からの助言
を聞く場(佐賀市就学相談会)

年長児の就学先(学びの場)

佐賀市立小学校

特別支援学級(6種類)

- 知的障害学級
- 自閉症・情緒障害学級
- 病弱・身体虚弱学級
- 肢体不自由学級
- 難聴学級
- 弱視学級

※入級する児童がいれば設置
※入級には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

通常の学級

通級指導教室(ことば・まなび)

※ことば(勤興小、高木瀬小、東与賀小)
まなび(勤興小、北川園小、鍋島小、春日小、
高木瀬小)

※佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀県立特別支援学校小学部

- 盲学校(視覚障害)
- ろう学校(聴覚障害)
- 大和特別支援学校(知的障害)
- 金立特別支援学校(肢体不自由)
- 中原特別支援学校(病弱)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員なし
・入学には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

佐賀大学教育学部附属 特別支援学校小学部

(知的障害)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員あり
・選考(適正検査等)により入学者
決定

年長児の就学先は、特別支援学校小学部、
佐賀市立小学校の特別支援学級、佐賀市立
小学校の通常の学級の3つです。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的
重い児童を対象として、より専門的な教育を行う
学校です。佐賀市の年長児が就学できる特別
支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀
大学教育学部附属特別支援学校です。県立
特別支援学校はそれぞれ障がい種別に設置さ
れており、入学者の定員はありません。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知
的障害の特別支援学校です。定員が決まっ
ており、適正検査等の選考により入学者が決定
されます。

佐賀市立小学校には、通常の学級と特別支
援学級があります。特別支援学級は6種類あ
り、入級する児童生徒がいる場合に設置されて
います。また、小学校の通常の学級に在籍し、
週に2時間程度通級する「通級指導教室」が
あります。

特別支援学級に入級したり、通級指導教室へ
通級したりするためには、佐賀市教育支援委
員会での判断(意見書)が必要です。

(※佐賀大学教育学部附属特別支援学校に
は意見書は必要ありません。)

就学先(学びの場)の特徴

1 一学級の人数および指導支援の量と専門性の高さ

学校および学級	1学級の人数(定数)および担任等	一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量および専門性の高さ
特別支援学校(小学部)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は6人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※人数は3人 ※担任は一人 ※学習内容によっては、学年全体(複数体制)で指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別の指導支援がより細やかで一人あたりの支援の量がより多い それぞれの障がい種における教育の専門性がより高い
特別支援学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は8人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※複数の学年の児童で学級編制する場合もある ※担任は一人 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別指導の工夫 少ない人数での学習 ※一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しい
通常の学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は35人(定数) 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指導における授業の工夫、個別支援の工夫 教室環境づくりの工夫

3つの就学先のそれぞれの学びの場の特徴です。

通常の1学級の人数は35人。特別支援学級は障がい種ごとに学級が編制され、1学級の人数は8人です。

特別支援学校の1学級の人数は6人。2つ以上の障がい種が重なる場合は3人で1学級が編成されます。

通常の学級より特別支援学級、特別支援学級より特別支援学校と一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量はより多く、専門性もより高くなります。

ただし、どの学校・学級においても担任は一人です。複数の児童を指導支援しますので、一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しいです。

就学先(学びの場)の特徴

2 教育内容(教育目標、学習内容)

① 特別支援学校

知的障がいの特別支援学校 大和特別支援学校 附属特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、生活場面に即した、より基礎的・基本的内容の繰り返し学習や体験的な学習 ※小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違う ※小学校とはちがう知的障がいの特別支援学校用の教科書(☆本)を使用
知的障がいではない特別支援学校 盲学校、ろう学校 金立特別支援学校 中原特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容) ※小学校と同じ教科書を使用 ※知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

② 特別支援学級

知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害特別支援学級は、児童の状況に応じて特別な学習内容を学習することができる ・同学年の学習内容(スモールステップで繰り返し学習) ・下学年の学習内容 ・知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容
知的障がいではない特別支援学級 自閉用・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級 弱視学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習する ※知的発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

就学先(学びの場)の教育内容(教育目標、学習内容)は次のとおりです。

まず、知的障害特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違い、より基礎的・基本的内容を生活場面に即しながら繰り返し学習します。児童が使用する教科書も小学校で使用する教科書とはちがう教科書を使用します。

知的障がいではない特別支援学校では、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容)で、小学校と同じ教科書を使用して学習します。ただし、知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

特別支援学級においても、知的障害学級では、児童の状況に応じて、下学年の学習内容や知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等、同学年の学習内容に加えて特別な学習内容を学習することができます。

知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習します。児童が使用する教科書も同学年の教科書を使用します。ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

通級指導教室の紹介

- 言語通級指導教室（ことばの通級）
- LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）

通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面において**特定の困り感**をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける

「困り感」は学研の登録商標です

言語通級指導教室 （ことばの通級）

- 勸興小学校
- 高木瀬小学校
- 東与賀小学校

LD/ADHD等 通級指導教室 （まなびの通級）

- 勸興小学校
- 春日小学校
- 高木瀬小学校
- 成章中学校（城南中）
- 大和中学校

- 通級指導教室設置校（他校）への通級は、保護者の送迎が必要

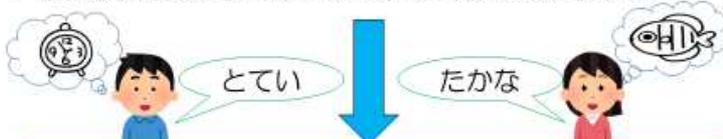
通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童で学習面や生活面で特定の困り感をもつ児童が、週に1～2時間程度、通級指導教室設置校へ通級し指導を受ける教室です。

通級指導教室には、言語通級指導教室（通称 ことばの通級）とLD/ADHD等通級指導教室（通称 まなびの通級）の2種類があります。令和6年度の通級指導教室設置校は、言語通級指導教室（ことばの通級）が勸興小、高木瀬小、東与賀小の3校です。LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）が勸興小、北川副小、春日小、鍋島小、高木瀬小です。

通学している小学校から他校に設置されている通級指導教室へ通級する場合は、保護者の送迎が必要です。

言語通級指導教室 （ことばの通級）

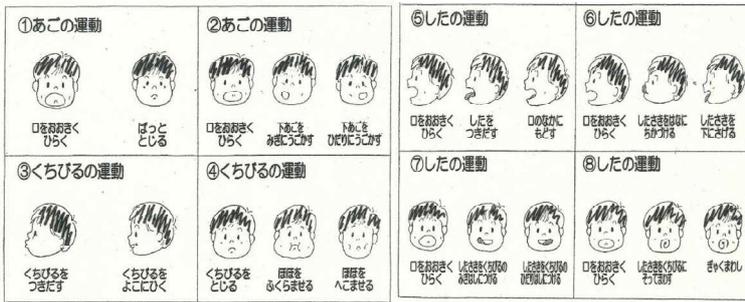
- サ行、タ行、パ行など特定の音がうまく発音できない
- 音を繰り返したりつまったり、長く伸ばしたりする



- ◎正しい発音を練習
- ◎楽に話せるように練習
- ◎話すことや読むことに自信を持てるように指導

言語通級指導教室（ことばの通級）は、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉でのコミュニケーションがうまく進まない状況がみられたり、本人が、学校生活において不都合を感じたりしている状況がある児童が対象となります。ことばの通級教室では、正しい発音の練習や楽に話せるような練習を行い、話すことや読むことに自信が持てるような指導・支援を行います。

言語通級指導教室 (ことばの通級)



口や舌の運動を通して、構音の課題を改善する

ことばの通級教室では、特定の発音に困難を持つ児童に対して、このような口や舌の運動を通して構音の課題を改善し、正しい発音ができるような支援を行っています。

LD/ADHD等 通級指導教室 (まなびの通級)

- ・注意を集中するのが難しい
- ・人の話を聞くのが難しい
- ・順番を待つのが難しい
- ・授業中、席を離れてしまう



- ・感情や行動をコントロールできるよう学習
- ・見通しをもった行動ができるように学習
- ・得意なことを伸ばし、苦手なところを克服

LD/ADHD等通級指導教室(まなびの通級)

は、主としてLDやADHDの診断をもつ児童が対象となります。まなびの通級教室では、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論すること等、特定の困り感がある児童に対して、特定の困り感を軽減し得意なことを伸ばす指導・支援を行います。

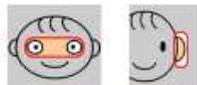
LD/ADHD等 通級指導教室 (まなびの通級)

☆こころの学習

- ・「友だちとなかよくするためのコツ」や「自分ががんばりたいこと」などを先生と一緒に考える。

☆目や耳を使う学習

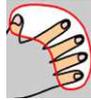
- ・目をきたえるビジョントレーニング
- ・聞けるようになる「聞く」トレーニング



まなびの通級教室では、人のかかわりや目標を立てて実行するなどのこころの学習や見る力や聞く力のトレーニングとなる目や耳をつかう学習を行います。

LD/ADHD等
通級指導教室
(まなびの通級)

☆手をつかう学習



- ・アイロンビーズ、工作、おりがみ、実験、ドキドキゲーム など

☆からだを使う学習

- ・ルールを守りながら楽しく体を動かします

大きなボール



卓球



プレイルーム

また、工作や実験、アイロンビーズなど手を使う学習やボールやトランポリンを使用したり卓球等を通じてルールを守りながら楽しく体を動かすからだを使う学習を行います。

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

通級指導教室への
通級に向けた手続き

- ・就学までのながれ（別紙資料3）
- ・佐賀市教育支援委員会での意見書発行

「小学校の通級指導教室利用に向けた手続き」について説明します。

【別紙資料3】の「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

通級指導教室への通級に向けた手続き

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい就学先
(学びの場) を総合的に判断

意見書

(3 通級指導教室での指導が適当と判断する)

※通級指導教室への通級には、佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（通級指導教室での指導が適当）発行が必要

通級指導教室へ通級するには、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、児童の状況に応じた最も適正だと考えられる就学先(学びの場)を意見書という形で示されます

通級指導教室へ通級するためには「通級指導教室での指導が適当と判断する。」という意見書の発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

検査種別 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	病弱	ことば	まなび
知能検査報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関・医療機関一覧【別紙資料4】

佐賀市教育支援委員会での「ことばの通級指導教室」への通級の審議には、知能検査報告書とことばの検査報告書が必要になります。「まなびの通級指導教室」への通級の審議には、知能検査報告書と診断書が必要になります。

知能検査報告書につきましては、お子さんの最新の状況を知るため、おおむね1年以内
に実施したものを願っています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。よろしくお願
いします。

相談機関や医療機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

通級指導教室には、前年度から継続して通級する児童と新規に通級を開始する児童がいます。通級指導教室には通級可能な人数の上限があります。そこで、第6回佐賀市教育支援委員会(1月23日)終了後に、各通級指導教室の通級児童の人数を佐賀市教育委員会で把握した上で、次年度の通級指導教室へ通級できる児童を決定します。通級可能な人数を越える場合は、新規の児童に1年待っていただく場合があります。

通級開始が決定したら、在籍小学校へ「通級指導教室利用承諾書」を提出してください。その後、通級の曜日と時間等を通級指導教室と保護者と相談、決定していただきます。

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの園や小学校、または、保育幼稚園課や学校教育課へご連絡ください。佐賀市では、日常生活の支援などいろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等デイサービス」に関すること等については「障がい福祉課」へ直接お問い合わせください。

通級指導教室への通級開始までのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》

《通級児童の決定》

佐賀市教育委員会が、それぞれの通級指導教室の通級可能人数に応じて各通級指導教室の通級児童を決定し、児童が在籍する小学校へ連絡

《通級指導教室利用承諾書の提出》

通級指導教室への通級が決定したら、保護者は「通級指導教室利用承諾書」を児童が在籍する小学校へ提出

《通級指導教室の通級開始》

通級指導教室の設置校は、児童が在籍する小学校を通して保護者へ通級開始日を連絡、通級開始

お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

- 未就学児
佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
【1階59～62番窓口】 (電話 40-7290)
- 小学生
佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
【佐賀市役所大財別館 3階】 (電話 40-7374)

障がい者手帳や放課後ディサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

- 佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
【1階63番窓口】 (電話 40-7248)